

残業代ゼロ」を盛り込んだ働き方改革法案要綱が示される

「年間平均給与の3倍」

の人には残業代が出ない! 「年収1075万円を参考に」

これが「高度プロフェッショナル」

厚生労働省は先週15日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を発表しました。その内容は、「残業代ゼロ」を押し付けるため過労死ラインの残業を容認する時間外労働の上限規制と

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を発表しました。その内容は、「残業代ゼロ」を押し付けるため過労死ラインの残業を容認する時間外労働の上限規制と

雇用も暮らしも悪化
選挙で国会提出を阻止しよう

大が中心です。この年収額はその他労働強化と労基法の対象外の働き方を拡大する雇用対策法、正規と非正規雇用間の格差を温存・固定化させる労働者派遣法やパート労働法、労働契約法「改正」案もあります。

月末に国会解散がいわれるなか、総選挙で国会に提出できない状況をつくることを求められます。

今後の労働時間法制等の在り方について(報告)
時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため、一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、長時間労働を防止するための措置を講じつつ、時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の適用を除外した労働時間制度の新たな選択肢として、特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)を設けることが適当である。
・また、対象労働者の年収について、「1年間に支払われることが確実に見込まれる賃金の額が、平均給与額の3倍を相当程度上回る」といったことを法定した上で、具体的な年収額については、労働基準法第14条に基づく告示の内容(1075万円)を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当である。

特定高度専門業務・成果型労働制の下で労働する期間において次のいずれにも該当する労働者であつて、対象業務に就かせようとするものの範囲
イ 使用者との間の書面等の方法による合意に基づき職務が明確に定められていること。
ロ 労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きままって支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。)の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること。

支部執行委員会

*教職員組合人文学部支部の執行委員会を下記の要領で開催いたします。支部組合員はどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

日時：9月25日(月) 17:00～

場所：小会議室

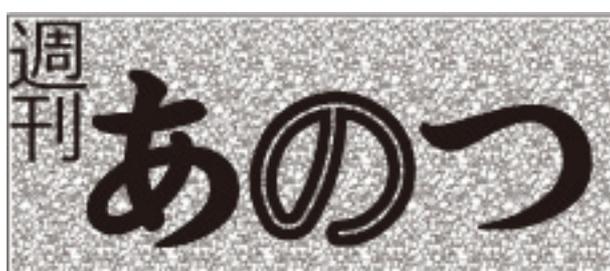
三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年 9月19日(火) 第185号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com



事務補佐員・特任教員・専業非常勤講師のみなさん 今すぐ組合にご加入を

みんなで助けあって、雇用と生活を守りましょう

組合はみなさんを助けます

労働契約法18条にもとづき、みなさんの組合への加入まで、約半年となりました。この権利を三重大学の有期雇用教職員が完全に行使でき、総務部長と交わりました。

組合員に対して無期転換をいじめる方法もありませんのでご安心ください。組合に入ると、それがたとえ個人が不利益を受けていたとしても、労働組合という「団体」の名前で、当局に「団体交渉」を申し入れることができます。

人文支部も、支部単独でこの手続が利用可能です。

また、大学側に知られたることもありません。組合は、一昨年の左記の交渉記録を企画することになります。また、大学側に知られたることもありません。組合員に対して無期転換をいじめる方法もありませんのでご安心ください。組合に入ると、それがたとえ個人が不利益を受けていたとしても、労働組合という「団体」の名前で、当局に「団体交渉」を申し入れることができます。

人文支部も、支部単独でこの手続が利用可能です。

三重大学教職員組合と大学当局との間の合意事項

三重大学教職員組合との団体交渉（労働契約法第18条関係）議事概要
 日時：2015年11月20日（金） 16：45～18：30
 場所：事務局棟2階 会議室

●教職員組合

例えば、授業の科目がなくなったとか、外部資金等の契約が切れたとき等において、当該職員が他の職種・他の部署で雇用を望んだ場合の対応について検討していただきたい。

○三重大学

それは最大限の努力はしなければいけないと思っている。例えば英語Aという科目があって、その英語Aを担当している科目がカリキュラムの変更でなくなり、Bという科目ができ、そこに非常勤講師が見つからなければそこに非常勤講師を充てるよう大学として努力していきたいと思っている。私が懸念しているのは、本務がない非常勤講師の場合であり、科目を削られるということは生活に影響が出るので、大学として努力を行うつもりである。しかしながら、状況によっては、カリキュラムの変更により非常勤講師の契約を終了するとか、あるいはある業務の廃止により、そのパートタイム職員の業務を廃止せざるを得ない場合等も考えられる。

国立大学法人三重大学無期労働契約転換者に関する規程 (申込み等)

第2条 無期労働契約の締結の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、現労働契約満了日の2ヶ月前までに無期労働契約転換申込書を学長に提出するものとする。

2 前項の申込みがあった場合、学長は、無期労働契約転換申込受理通知書を申込者に交付する。

今すぐ、下記までご連絡を

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

E-mail:kff02520@nifty.com 大学に知られずに加入することも可能です